

建設局H T Tゼロエミッション優良取組工事公表要綱

施 行 令和6年6月3日

(目 的)

第1 この要綱は、建設局優良工事等公表（局長表彰）案件のうち、都の取組である「～H T T<H減らす・T創る・T蓄める>～」(以下、H T Tという。)の取組を実施した工事を公表して、受注者の施行意欲を喚起し、もって局事業の円滑な推進に資することを目的とする。

(公表の対象)

第2 公表する「建設局H T Tゼロエミッション優良取組工事」は、局施行の成績が特に優良な工事のうち、低炭素化およびH T Tの取組を特に推進した工事とする。

(公表の方法)

第3 公表は、総務部及び各事業所（東京都組織規程（昭和27年東京都規則第164号）別表3に掲げる本庁行政機関のうち部相当のものをいう。以下「所」という。）及び支庁において掲示して行う。

- 2 公表した団体及び工事の受注者には、書状をもって賞することができる。
- 3 公表は、年1回、前年度に完成した工事について行うものとする。

(公表の手続)

第4 所管部長は、内容が適当であると認めるときは、局長に推薦するものとする。

(公表工事等選定委員会等の設置)

第5 公表の適正を期するため、局に公表工事等選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、公表の対象として適当であるか否かを審査するものとする。

- 2 委員会の組織及び運営は、部長会に準ずるものとする。
- 3 委員会の審査を補佐するため、幹事会を設置することができる。
- 4 幹事会の幹事長は企画担当部長とする。

(公表する工事等の決定)

第6 局長は、第4の規定による推薦があったときには、委員会の議を経て、公表する工事を決定するものとする。

(優良取組工事の取消し)

第7 優良取組工事として公表された工事のうち、公表後にその当該工事において、優良取組工事にふさわしくない事項が発覚した場合、委員会の議を経て優良取組工事の取消しを

行うとともに、公表するものとする。

(細 目)

第8 企画担当部長は、この要綱の実施に関し必要な事項について、細目を定めることができる。

付 則

この要綱は、令和6年6月3日から施行する。